



# 宮 崎 県 公 報

平成21年1月19日(月曜日) 第 2050 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (総務課) 1
- 字の区域の変更…………… (市町村課) 1
- 民有林の保安林の指定 (2 件) …………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定の解除予定の通知…………… ( “ ) 3

頁

### 公 告

- 公有水面埋立ての出願の要領…………… (漁港漁場整備課) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 4
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 4
- 公安委員会規則
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 4

## 告 示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成21年1月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県告示第24号

#### 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録の取消し) 第7条 [略] 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに登録取消通知書(別記様式第12号)によりその旨を当該取消に係る登録業者に通知するものとする。	(登録の取消し) 第7条 [略] 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに登録取消通知書(別記様式第13号)によりその旨を当該取消に係る登録業者に通知するものとする。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 宮崎県告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、高原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。  
なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成21年1月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 高原町大字蒲牟田字津木に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	下狭野	184の3、184の4
及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の一部		

#### 2 高原町大字蒲牟田字堀込に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	内堀	3828の1
	岡下	4057の一部、4058の一部、4111の一部、4113の1の一部、4113の2の一部
	宇都後	4387の1、4387の3
	藍ノ元	5206の2から5206の5までの各一部、5207から5209までの各一部、5209の1、5210の一部
及びこれらの区域に隣接在する道路、水路である町有地の全部並びに字藍ノ元5206の1に隣接する水路である町有地の全部		

#### 3 高原町大字蒲牟田字小手原に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	岡 下	4030の一部、4031の1から4031の3までの各一部、4032の1、4032の2の一部、4033の一部、4037の1の一部、4038の一部、4039の一部
	宇 都	5000の1から5000の3まで、5000の4の一部、5005の2から5005の4までの各一部、5007の4の一部、5007の5、5007の6の一部
	藍ノ元	5096の6の一部
	木場尻	5484の4、5494の1、5494の4、5495から5497まで、5509、5510の1、5510の2、5511、5512の5の一部、5512の6、5513の3の一部、5513の8、5513の9、5517の2、5520、5520の2から5520の4まで、5522の1、5522の2
	木場前	5529の1から5529の5まで、5531の2、5534の2の一部、5534の3の一部、5543の9の一部、5543の36、5543の37、5543の41から5543の47まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字藍ノ元5096の6の地先の道路である町有地の一部

4 高原町大字蒲牟田字藍ノ元に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	岡 下	4040の一部、4041、4042、4043の1の一部、4044、4044の2、4045、4047の一部、4050の一部、4051の一部、4052、4055の1、4056の一部、4059の一部
	宇都後	4388、4390
	宇 都	5005の3から5005の5までの各一部、5007の4の一部、5007の6の一部、5010の6の一部、5076の22、5076の29から5076の34まで
	小手原	5219、5221の一部、5222の一部、5223、5225、5226の1、5226の2、5227、5228の1の一部、5229の3、5229の4の一部、5230の1の一部、5230の2の一部、5232の1の一部、5232の2の一部、5233の4の一部、5236の1の一部、5240の1、5240の3、5240の4の一部、5241の1の一部、5241の2の一部、5242の1の一部、5242の3の一部、5242の4の一部、5243の1の一部、5435の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字宇都5076の21、5076の24、5076の25に隣接する道路である町有地の全部、字藍ノ元5150に隣接する宇宇都後の道路、水路である町有地の一部、字藍ノ元5206の4に隣接する字堀込の道路である町有地の一部

5 高原町大字蒲牟田字岡下に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	堀 込	4115の一部
	藍ノ元	5209の一部、5210の一部
	小手原	5242の3の一部、5243の2の一部、5250の一部、5251の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の一部並びに字小手原5249、5252に隣接する道路である町有地の全部、字岡下4028の1、4031の1に隣接する字小手原の道路である町有地の一部、字岡下4113の3に隣接する字堀込の道路である町有地の全部

6 高原町大字蒲牟田字宇都に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	宇都後	4446から4448までの各一部、4453の一部、4454の1、4454の2の一部
	宇都前	4728の3の一部、4728の4、4729の1の一部、4729の4、4730の1、4730の3の一部、4731の1の一部、4731の3の一部、4733の3の一部、4733の7の一部、4775の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字宇都5046の2、5048の1に隣接する宇宇都前の道路、水路である町有地の一部

7 高原町大字蒲牟田字宇都後に編入する区域

大 字	字	地 番
蒲牟田	山神平	4638の1、4638の2の一部、4642の3、4643、4644、4645の1、4645の2の一部、4646の一部、4647の1、4647の3の一部
	宇都前	4728の3の一部、4729の1の一部、4729の3、4729の5の一部
	宇 都	5076の3
	藍ノ元	5077の一部、5078の1の一部、5078の2の一部、5078の3、5078の4、5079の一部、5082

の3の一部、5150の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに宇都都5076の25から5076の27に隣接する道路である町有地の一部

上記地番は、平成20年5月19日現在の登記記録による。

#### 宮崎県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年1月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字貝ノ木6010
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年1月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字木浦3615-1、3615-3、諸塚村大字七ツ山字方川 991-4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年1月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 小林市大字真方字東二原5925-1・字木切倉6182-7・6182-8・6182-12・6182-13・6192-2（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
 

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第29号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成21年1月19日から3週間、宮崎県農政水産部漁港漁場整備課、油津港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成21年1月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 出願の日
 

平成20年12月26日
- 2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
 

宮崎県  
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 東国原英夫  
宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
 

宮崎県日南市油津二丁目7番1、7番2、7番3及び7番4の地先公有水面
  - (2) 区域
 

別表1の各地点のうち1の地点から6の地点までを順次に結んだ線、6の地点と1の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+2.04m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、7の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+2.04m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに7の地点と10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+2.04m）における公有水面と内防波堤2との境界線により囲まれた区域。
  - (3) 面積
 

442.17㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置
 

宮崎県日南市油津二丁目7番1、7番2、7番3及び7番4の地内並びに地先公有水面
  - (2) 区域
 

別表2の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域。
  - (3) 面積
 

24,938.71㎡
- 5 埋立地の用途
 

岸壁

別表1

地点	地 点 の 位 置		
1 の地点	三等三角点 古奥（緯度31度34分 52.41秒、東経131度24分31.09秒（以下基点という））から		
	282度09分10秒	429.73mの地点	
2 の地点	1 の地点から	166度44分14秒	88.70mの地点
3 の地点	2 の地点から	172度25分10秒	6.51mの地点
4 の地点	3 の地点から	176度50分31秒	102.89mの地点
5 の地点	4 の地点から	266度43分10秒	41.20mの地点
6 の地点	5 の地点から	356度43分10秒	1.36mの地点
7 の地点	基点から	256度38分49秒	447.81mの地点
8 の地点	7 の地点から	356度52分46秒	97.59mの地点
9 の地点	8 の地点から	346度47分22秒	91.22mの地点
10 の地点	9 の地点から	171度39分51秒	188.17mの地点

別表 2

地点	地 点 の 位 置		
アの地点	基点から	286度21分56秒	412.01mの地点
イの地点	アの地点から	166度44分14秒	113.47mの地点
ウの地点	イの地点から	176度50分31秒	139.16mの地点
エの地点	ウの地点から	266度43分10秒	102.35mの地点
オの地点	エの地点から	356度52分46秒	129.09mの地点
カの地点	オの地点から	346度47分22秒	105.55mの地点

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規

定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス小林西店  
小林市大字細野字榎原1567- 1 外 9 筆
- 2 意見の概要  
当該店舗の新設に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により、定める指針を満たしているので意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成21年 1 月19日から平成21年 2 月19日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 1 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成12年 4 月 1 日から平成14年 2 月28日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市浦城町の一部
- 4 認証年月日  
平成21年 1 月 7 日

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1 月19日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第 1 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第 1 項第 6 号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 積雪又は凍結している道路において、自転車（二輪のものを除く。）を運転するときはタイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けるなど、<u>すべり止めの措置を講ずること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 道路において<u>かさ</u>をさし、物をおかき、物を持つ等安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) げた、スリッパ、つっかけ、ハイヒールその他運転操作を</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第 1 項第 6 号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 積雪又は凍結している道路において、自転車（二輪のものを除く。）を運転するときは、<u>タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けるなど、滑り止めの措置を講ずること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 道路において傘をさし、物をおかき、物を持つ等安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) げた、スリッパ、つっかけ、ハイヒールその他運転操作を</p>

妨げるおそれのあるはきものをはき、又は運転操作を妨げるような方法ではきものをはいて、車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。

(7) 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）に運転者以外の者を乗車させて運転するときは、その者に、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるような方法で、身体を車外に出し、又は物件を車外に突き出し若しくは車外で振り回す行為をさせないこと。

(8) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に運転者以外の者を乗車させて運転するときは、その者に、旗、木刀、鉄パイプその他これらに類する物件を突き出し又は振り回す行為をさせないこと。

(9)・(10) [略]

## 第 8 章 運転免許

### 第22条 [略]

(試験等の拒否等)

第27条 試験及び審査（以下「試験等」という。）を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、試験等を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 酒気を帯び又はけんそうその他、他人の妨げとなる行為をした者

(4) [略]

(合格者の発表)

第29条 試験等に合格した者については、当該試験場においてその受験番号により発表するものとする。

2 運転免許証の交付並びに運転免許（以下「免許」という。）の条件の解除及び変更の手続きを行う日時及び場所は、前項の合格者発表のとき指定するものとする。

(証明書等の交付)

### 第30条 [略]

2 前項の証明票等の交付を受けた者は、免許の申請のとき当該証明票を免許申請書に添付するものとする。

妨げるおそれのある履物を履き、又は運転操作を妨げるような方法で履物を履いて、車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。

(7) 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）に運転者以外の者を乗車させて運転するときは、その者に、交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるような方法で、身体を車外に出し、又は物件を車外に突き出し、若しくは車外で振り回す行為をさせないこと。

(8) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に運転者以外の者を乗車させて運転するときは、その者に、旗、木刀、鉄パイプその他これらに類する物件を突き出し、又は振り回す行為をさせないこと。

(9)・(10) [略]

(11) 音量を大きくしてラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオ等を聞くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

(12) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなる場合は進路を変更しないこと。

## 第 8 章 運転免許

### (住民票の写しの有効期間)

第22条 施行規則第17条第2項第1号並びに第20条第2項第2号及び第3項第1号に規定する住民票の写しは、申請前6月以内に交付されたものとする。

### 第22条の2 [略]

(試験等の拒否等)

第27条 試験及び審査（以下「試験等」という。）を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、試験等を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 酒気を帯び、又はけん騒等他人の妨げとなる行為をした者

(4) [略]

(合格者の発表)

第29条 試験等に合格した者については、当該試験場においてその受験番号により発表するものとする。

2 運転免許証の交付の日時及び場所は、前項の合格者発表のとき指定するものとする。

(証明書等の交付)

### 第30条 [略]

2 前項の証明票等の交付を受けた者は、運転免許（以下「免許」という。）の申請のとき当該証明票等を免許申請書に添付するものとする。

（路上練習申告書等）

第31条 普通免許の免許試験を受けようとする者は、法第96条の2に規定する路上において5日以上の練習をしたことを証明する別記様式第21号の路上練習申告書又は届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）使用の教習原簿を免許申請書に添付するものとする。

（技能検査及び審査の実施手続）

第32条の2 第23条から第25条まで、第28条及び第32条（第1項第2号及び第4号並びに第2項に限る。）の規定は、施行規則第18条の2の2の規定による技能検査及び審査について準用する。

第32条の3 [略]

（運転免許証の更新申請）

第33条の2 法第101条第1項に規定する運転免許証の更新を受けようとする者は、次に掲げる区分により申請しなければならない。

- (1) 施行規則第38条第12項第1号に規定する違反運転者等講習対象者 宮崎、都城又は延岡の運転免許センター
- (2) 施行規則第38条第12項第1号に規定する優良運転者講習対象者、一般運転者講習対象者及び令第37条の6に規定する運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者 宮崎、都城若しくは延岡の運転免許センター又は警察署

2・3 [略]

（免許の申請の特例）

第33条の2の2 法第101条の2の2に規定する運転免許証の更新の申請をする場合の窓口は、宮崎又は延岡の運転免許センターにおいて行うものとする。

（取消しの申請）

第33条の3 [略]

2 宮崎、都城又は延岡の運転免許センターに免許の取消しを申請し、併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合は、申請書に免許用写真の添付を要しない。

（届出自動車教習所教習受講証明）

第35条 届出自動車教習所において教習を受けている者が、仮運転免許の申請又は仮運転免許証の再交付の申請をする場合は、別記様式第24号の受講証明書を添付するものとする。

別表第1（第2条関係）

のとする。

（路上練習申告書等）

第31条 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の免許試験を受けようとする者は、法第96条の2に規定する路上において5日以上の練習をしたことを証明する別記様式第21号の路上練習申告書又は届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）使用の教習原簿を免許申請書に添付するものとする。

（聴覚障害者の適性相談）

第32条の2 法第89条第1項の運転免許を受けようとする者のうち、聴力障害により聴力の程度が判然としない者については、事前に適性相談を受けるものとする。

2 前項に規定する適性相談は、自動車運転免許試験場又は都城若しくは延岡の運転免許センターにおいて行うものとする。

（聴覚障害者の臨時適性検査及び安全教育）

第32条の3 免許に補聴器条件が付されている者が、補聴器を使用せずに運転したい旨の申出があった場合には、臨時適性検査及び安全教育を実施するものとする。

2 免許に補聴器条件が付されている者以外のものであって、聴力の低下等の理由から、施行規則第23条第1項の表の聴力の項第2号についての適性検査を受けたい旨の申出があった場合についても、適性検査を行うものとする。

3 前2項に規定する臨時適性検査及び安全教育は、自動車運転免許試験場において行うものとする。

第32条の4 [略]

（運転免許証の更新申請）

第33条の2 法第101条第1項に規定する運転免許証の更新を受けようとする者は、次に掲げる区分により申請しなければならない。

- (1) 施行規則第38条第11項第1号に規定する違反運転者等講習対象者 宮崎、都城又は延岡の運転免許センター
- (2) 施行規則第38条第11項第1号に規定する優良運転者講習対象者、一般運転者講習対象者及び令第37条の6に規定する運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者 宮崎、都城若しくは延岡の運転免許センター又は警察署

2・3 [略]

（免許の申請の特例）

第33条の2の2 法第101条の2の2に規定する運転免許証の更新の申請をする場合の窓口は、宮崎、都城又は延岡の運転免許センターにおいて行うものとする。

（取消しの申請）

第33条の3 [略]

2 宮崎、都城若しくは延岡の運転免許センター又は警察署に免許の取消しを申請し、併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合は、申請書に免許用写真の添付を要しない。

（届出自動車教習所の教習証明）

第35条 届出自動車教習所において教習を受けている者が、仮運転免許の申請又は仮運転免許証の再交付の申請をする場合は、別記様式第24号の教習証明書を添付するものとする。

別表第1（第2条関係）

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
43	届出自動車教習所の教習受講証明	[略]		
[略]				
備考 [略]				

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
43	届出自動車教習所の教習証明	[略]		
[略]				
備考 [略]				

別記様式第21号を次のように改める

## 様式第21号 (第31条関係)

路 上 練 習 申 告 書				
年 月 日				
申告者 氏名 ㊟				
生年月日 年 月 日生				
免許の路上練習を行ったので申告する。				
練 習 日 時	練 習 場 所	同 乗 指 導 者		
		氏 名	生 年 月 日	所 持 免 許

## 備考

- 1 申告者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 練習場所欄は、〇〇市〇〇町等と主な場所を記載すること。
- 3 同乗指導者欄の生年月日は昭〇．〇．〇等と、所持免許欄には同乗指導者の所持する免許種別を大型一、普通一等と簡略に記載すること。



別記様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第35条関係)

第 号

届出自動車教習所教習証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から当所において 免許に係る

教習の課程を受けているものであることを証明する。

年 月 日

所 在 地

教習所の名称

管 理 者

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。